平成２３年（フ）第１３６８号
大阪府河内長野市日野398番地、前住所大阪府河内長野市天見1646番地
債務者　新宅美智子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７１号
堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション122号、前住所大阪府泉佐野市鶴原840番地の55
債務者　永野　哲行
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０２号
大阪府南河内郡河南町大字持尾1045番地
債務者　土屋　佳子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０５号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地３棟105号
債務者　佐竹　弘朗
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１７号
堺市東区日置荘原寺町286番地
債務者　澤口　智子（旧姓吉垣）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２９号
堺市堺区柏木町１丁１番14号
債務者　北野　友子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４６号
堺市西区草部1021番地　７棟102号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７８号
大阪府藤井寺市沢田１丁目17番28―305号
債務者　尾﨑　京子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０４号
堺市堺区中三国ヶ丘町３丁３番34号、前住所堺市堺区榎元町６丁２番20号　メゾン・サン301号
債務者　作才　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
広島県安芸高田市甲田町下小原85番地
債務者　沖田　乗彦
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４１８号
長崎県長崎市京泊２丁目１番８―302号
債務者　船津　謙悟
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
香川県丸亀市飯山町東坂元3573番地16、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町川原655番地
債務者　玉木　麗鶴
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５９号
香川県善通寺市上吉田町５丁目４番16号
債務者　宮﨑　則男
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１０号
鹿児島県阿久根市西目6612番地、前住所鹿児島県阿久根市大丸町70番地１　松木ビル308
債務者　福田　順一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
鹿児島県出水市野田町下名2664番地１
債務者　松下　慎一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１０４７号
仙台市青葉区中山吉成１丁目２番16号
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６０号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番８号　プログレス桜ヶ丘202
債務者　三浦　和廣
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係